

業 務 内 容 説 明 書

1 業務概要

(1) 業務名

佐野市立地適正化計画策定業務委託

(2) 業務目的

本市が目指す将来の都市像である「拠点連結（イモフライ）型都市構造」を具体化し、子育て世代や高齢者など全ての世代が安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして持続的に発展していくため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導に係る取組を総合的・一体的に推進していくことを目的に策定するもの。

(3) 業務内容

別紙「佐野市立地適正化計画策定業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書」）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 28 日（木）

(5) 提案限度価格

5,800,000 円（消費税込）を上限とする。

※本業務委託は 3 ヶ年の全体業務のうち、初年度の業務委託である。次年度以降は初年度に契約した者と随意契約を予定しているが、次年度以降の契約を確約するものではない。

2 参加資格要件

(1) 提案書の提出者に要求される参加資格要件

提案書の提出者は平成 30 年 5 月 18 日現在で次の条件を満たすものとする。

- ① 佐野市における平成 29・30 年度入札参加資格者で、測量・建設コンサルタント等業務名簿に業種「51 都市計画及び地方計画」として登録がされている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。なお指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 過去 5 年間に関東地方の地方公共団体の発注する同種業務を元請けとして完了した実績を有すること。
同種業務：立地適正化計画策定に関する業務
- ⑥ 特記仕様書のとおり技術者の配置ができること。

3 特定スケジュール

実施内容	実施時期(平成 30 年度)
実施手続き開始の公告	5月18日(金)
業務内容説明書の交付	5月18日(金)～5月25日(金)
参加表明書の受付期間	5月18日(金)～5月25日(金)
参加表明書に関する質問受付	5月18日(金)～5月22日(火)
参加表明書に関する質問回答期限	5月24日(木)
提案資格確認結果及び提案書の提出要請通知	5月29日(火) ※予定
提案書の受付期間	5月29日(火)～6月27日(水)
提案書に関する質問受付	5月29日(火)～6月8日(金)
提案書に関する質問回答期限	6月15日(金)
第1次審査(書類)	7月6日(金)
第1次審査結果通知	7月11日(水) ※予定
第2次審査(プレゼンテーション)	7月20日(金)
特定・非特定通知書の通知	7月下旬
契約締結	7月下旬

4 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

提案書を提出しようとする者は、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 参加表明に必要な書類

- ①プロポーザル参加表明書(別記様式第1号)
- ②参加資格要件確認表(別記様式第2号)
- ③企業概要調書(別記様式第3号)
- ④企業の業務実績(別記様式第4号)
- ⑤予定技術者の配置(別記様式第5号)

(2) 記載上の留意事項

- ①実績件数は1つの自治体につき1件とする。
- ②各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。

(3) 問合せ先

〒327-8501 佐野市高砂町1番地
佐野市 都市建設部 都市計画課 計画係 (担当: 柳田・野澤・安在)
電話 0283-20-3100 FAX0283-20-3035
メールアドレス tk-keikaku@city.sano.lg.jp

5 参加表明書の提出について

(1) 提出期限

平成30年5月25日(金) 午後5時まで(必着)
ただし、休日は除く。

(2) 提出場所

4 (3) に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）

(4) 提出部数

参加表明書の提出部数は、正1部、副1部とする。

6 参加表明書に関する質問について

(1) 質問の内容

質問の内容は、参加表明書の作成に係るものとし、提案書に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出期間

平成30年5月18日（金）午前9時から

平成30年5月22日（火）午後1時まで（必着）

(3) 提出方法

①持参、郵送（配達記録が残る方法に限る。）、電子メールに添付して提出すること。ただし、いずれの方法を用いても期間内に必着すること。

②質問書（別記様式第6号）の様式を用いること。

③持参による場合は、休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。ただし、5月22日（火）は午後1時までに提出すること。

④電話による問合せは受け付けない。

(4) 提出場所

4 (3) に同じ。

(5) 回答方法

平成30年5月24日（木）午後1時までに、佐野市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対しての個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

7 参加資格要件の確認に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

(1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、その旨の書面及びプロポーザル参加要請通知を送付する。また、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面（写し）も参考送付する。なお、通知を受けた者は、提出意思確認書（別記様式第7号）を期限までに提出すること。

(2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対しても、その旨を書面により通知する。

(3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日は除く。）以内に書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

① 受付場所 4 (3) に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日は除く。）

(4) 上記の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（休日は除く。）

以内に書面により行う。

- (5) プロポーザル参加要請書通知後、参加を辞退するときは、辞退届（別記様式第8号）を提出する。なお、提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

8 提案書の作成方法

提案書（別記様式第9号）の提出書類は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。提出書類はファイリング・製本等はせず複数ページにわたるものは、左上1箇所をホチキス止めとすること。なお、別記様式第9号は正本のみに添付すること。

(1) 企画提案書（任意様式 A4版縦）

企画提案書は、平成29年度佐野市都市計画マスタープラン改定業務委託で実施した現況把握を踏まえ、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。なお、平成29年度佐野市都市計画マスタープラン改定業務委託で実施した現況把握資料は、提出意思確認書（別記様式第7号）を提出する際に、本業務以外では使用しないことを条件に配布する。

作成にあたっては、任意様式、A4版縦、文字サイズ12ポイント以上とする。ただし、挿入する図、表及びグラフ等については文字サイズを問わないものとする。

企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、プロポーザル参加要請通知に記載された呼称を表紙の右上に記載（ゴシック体、文字サイズ20ポイント）し、提出者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）は記載しないこと。なお、企画提案書に記載された内容については、下記（2）業務参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

企画提案書は、両面使用で10ページ（用紙5枚）以内とし、表紙、目次は含めないものとする。次の特定テーマごとに簡潔に記載すること。

- ① 特定テーマ1 特記仕様書の業務内容に基づき、実施方針、工程表（特記仕様書に基づき想定される3ヶ年のスケジュール）、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するにあたって配慮すべき事項
- ② 特定テーマ2 佐野市と他市を比較してのメリット・デメリット
- ③ 特定テーマ3 佐野市全体でのコンパクトまちづくりの考え方
- ④ 特定テーマ4 佐野市立地適正化計画における視点
- ⑤ 特定テーマ5 住民や事業者との合意形成及び意識共有の手法

(2) 業務参考見積書（任意様式）

特記仕様書の業務内容に則して、3ヶ年分の業務内訳がわかるように見積もること。金額は税抜きとし、税込み額もわかるようにすること。

9 提案書の提出について

(1) 提出期限

平成30年6月27日（水）午後5時まで（必着）

ただし、休日は除く。

(2) 提出場所

4（3）に同じ。

(3) 提出方法

担当課に持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）

(4) 提出部数

①企画提案書

正1部、副11部

②業務参考見積書

正1部、副1部

(5) 問合せ先

4(3)に同じ。

10 提案書に関する質問について

(1) 質問の内容

質問の内容は、本説明書、特記仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出期間

平成30年5月29日(火)午前9時から

平成30年6月8日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

①持参、郵送(配達記録が残る方法に限る。)、電子メールに添付して提出すること。ただし、いずれの方法を用いても期間内に必着すること。

②質問書(別記様式第6号)の様式を用いること。

③持参による場合は、休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

④電話による問合せは受け付けない。

(4) 提出場所

4(3)に同じ。

(5) 回答方法

平成30年6月15日(金)午後5時までに、佐野市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対しての個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

11 提案者の特定及び非特定に関する事項

提案者の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の最も高い者を最優秀者とし、次点の者を優秀者とする。評価の結果、点数が同点の場合には、「提案書等の評価割合及び基準」(別表1)の企画提案書の合計点数の高い者とし、これも同点の場合は評価委員会による協議のうえ、最優秀者及び優秀者を特定する。なお、審査方法等は下記のとおりとする。

(1) 第1次審査(参加表明書及び提案書の書類審査)

提案者のうち、評価委員会において、「提案書等の評価割合及び基準」(別表1)に基づいて審査し、第1次審査の通過者は、評価点数の最も高い者から6者以内とする。なお、同得点の場合は、企画提案書の評価点数の高い順に選定を行う。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

第1次審査の通過者に対し、評価委員会において、「提案書等の評価割合及び基準」(別表1)に基づいて、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

その後、第2次審査の評価点に第1次審査の評価点を加算し、総合評価により最優秀者として特定する。

①実施日

平成30年 7月20日（金）

※第1次審査の通過者のみ、審査結果と併せてプレゼンテーション及びヒアリング審査の日程を別途通知する。

②出席者

プレゼンテーションの説明者は配置予定管理技術者とする。なお、出席者は、配置予定管理技術者を含む3名までとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（別記様式第10号）を提案書提出時に提出するものとする。

③プレゼンテーション及びヒアリングの内容

- ア 審査は、準備5分、プレゼンテーション20分、ヒアリング10分、片付け5分の合計40分程度で実施するものとする。
- イ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。なお、必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは、本市が用意し、その他パソコン等は各自持参すること。
- ウ プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書の詳細な内容を説明するものとし、内容の変更や追加は認めない。なお、パワーポイント等の資料を作成し配布することは不可とする。

(3) 提案書等の評価割合及び評価基準

評価割合及び基準は、次のとおりとする。

審査	評価項目	評価割合	評価基準
第1次審査	企業評価	35/100	別表1
	企画提案書	50/100	
第2次審査	プレゼンテーション	15/100	
合計		100/100	

(4) 提案書等の評価結果通知

①第1次審査結果

- ア 第1次審査を通過した者に対しては、第1次審査を通過した旨の書面と併せてプレゼンテーション及びヒアリング審査の開催通知を通知する。また、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面（写し）も参考送付する。
- イ 第1次審査を通過しなかった者に対しても、その旨を書面により通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日は除く。）以内に書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - 受付場所 4（3）に同じ。
 - 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日は除く。）
- エ 上記の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（休日は除く。）以内に書面により行う。

②第2次審査結果

- ア 最優秀者となった者に対して、その旨を書面により通知する。また、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面（写し）も参考送付する。

- イ 特定されなかった者に対しても、その旨を書面により通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日は除く。）以内に書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - 受付場所 4（3）に同じ。
 - 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日は除く。）
- エ 上記の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（休日は除く。）以内に書面により行う。

12 契約に関する事項

（1）見積書徴取の相手方としての特定

評価委員会が特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、優秀者を見積書徴取の相手方として再特定するものとする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当することとなったとき
- ②最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④最優秀者の見積書徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

（2）委託契約金額

委託契約金額は、本事業が定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

（3）失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除することがある。

13 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- ①提案書が提出期限までに提出されない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③本説明書2に定める参加資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- ④その他本説明書の定めに反した場合
- ⑤本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

14 その他の留意事項

- （1）本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市立地適正化計画策定業務委託評価委員会」において行う。
- （2）提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書を提出することができないものとする。

- (3) 参加表明書、提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うこともある。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。ただし、事務局は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- (6) 参加表明書及び提案書の提出後において、原則として記載された内容の変更は認めない。ただし、配置予定管理技術者については、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由による場合に限り、同等以上の技術者であるとの評価委員会の了解を得た上で、変更を行うことができる。
- (7) 特定された提案書については、本プロポーザルにおける評価及び選定結果についての事務局の説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

(別表1) 提案書等の評価割合及び評価基準

第 1 次 審 査			
評価項目	評価の着眼点		配点
企業評価	組織の経験・能力		6
	過去5年間に関東地方の地方公共団体が発注する同種業務を元請けとして完了した業務実績数		
	配置予定管理技術者の保有資格・実績数		
	技術者資格、その専門分野の内容		3
	過去5年間に関東地方の地方公共団体が発注する同種業務を、管理技術者として完了した業務実績数		6
	価格評価		
	平成30年度分の見積書価格が提案限度価格を超えている		特定しない
業務参考見積書(3ヶ年分)		20	
小 計			35
企画提案書	特定テーマ1	本業務に積極的に取り組む体制であるか	10
	特定テーマ2	本市の特性・特徴及びまちづくりの課題等に対する認識・視点等は的確か	10
	特定テーマ3	関連法令等を活用して、本市の特性・特徴にあった提案か	10
	特定テーマ4	立地適正化制度を熟知しており、本市の特性・特徴にあった提案か	10
	特定テーマ5	市民や事業者目線に立った提案か	10
小 計			50
第 2 次 審 査			
評価項目	評価の着眼点		配点
プレゼンテーション	提案意欲	本業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか	5
	説明能力	説明が分かりやすく説得力があるか	5
	コミュニケーション力	質問に対する応答が明快かつ迅速か	5
小 計			15
合 計			100